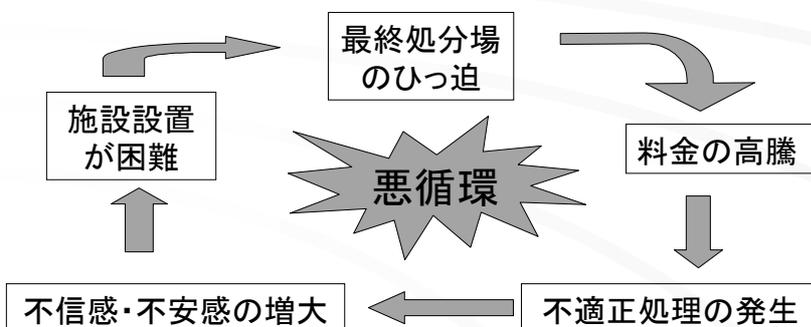


産業廃棄物税の創設と 施行後の状況

平成15年3月
三重県

創設の背景

(1) 産業廃棄物を取り巻く状況



創設の背景

(2) 三重県の産業廃棄物行政の実態

一般的な県が行う経費の3倍強の予算措置

〈平成12年度当初予算ベース〉

手数料・交付税による財源措置(給与費等)

120,459千円

当初予算(監視・規制等の人件費等)

409,347千円

→ 他の事業への影響が懸念される状況

創設の背景

(3) 時代認識

「環境の21世紀」の到来

「環境」と「経済」を同軸に捉えた『環境経営』

地方分権一括法

法定外目的税の新設(協議・同意制)

税務部門で若手研究会を設置

検討開始

税務部門の若手グループの研究会による
「産業廃棄物埋立税(仮称)」構想の公表
→三役への報告を経て、
庁内検討会議の発足

知事からの指示

- 1 議論をオープンにして
コンセンサスを得ながら進めること【情報公開】
- 2 税制、環境政策、産業政策いずれの面からも
政策的にしっかりしたものにする【総合行政】

政策形成過程の公表(1)

検討4試案を公表

- A案 排出事業者に直接課税、申告納付
- A'案 排出事業者に課税
特別徴収(中間処理、最終処分業者)
- B案 排出事業者に課税
特別徴収(最終処分業者)
- C案 最終処分業者に課税、申告納付

産業廃棄物に係る税の検討（試案）

項目	A案	A'案	B案	C案
趣旨・目的	資源循環型社会の構築を目指し、環境先進県づくりを推進するため、産業廃棄物に係る税を創設し、その財源をもって産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理にかかる環境対策に関する経費に充てる。この制度の効果として産業廃棄物の発生抑制、リサイクル等への誘因となることが期待できる。			
考え方	排出事業者が納税義務者として直接納税行為を行う。	排出事業者が納税義務者であるが、特別徴収義務者を介して納税行為を行う。	排出事業者が納税義務者として特別徴収義務者を介して納税行為を行うが、中間処理業者も納税義務者となる。	埋立処分業者が納税義務者として直接納税行為を行う。
仕組み				
課税対象	県内で処分される 全ての産業廃棄物	県内で処分される 全ての産業廃棄物	県内で埋立される 産業廃棄物	県内で埋立される 産業廃棄物
納税義務者	排出事業者 県内外約400社	排出事業者 県内外数万社	排出事業者（中間処理業者を含む） 県内外約2500社	埋立処分業者 県内約20社
納税方法	申告納付	特別徴収	特別徴収	申告納付
特別徴収義務者	なし	中間処理業者及び埋立処分業者 県内約200社	埋立処分業者 県内約20社	なし
非課税及び減免措置	リサイクル施設への搬入 一定の搬入量で裾切り	リサイクル施設への搬入	なし	なし
税収規模 課税標準・税率	約6億円～12億円 1,000円～2,000円/搬入重量(t) (財政需要との関係で今後検討)	約8億円～16億円 1,000円～2,000円/搬入重量(t) (財政需要との関係で今後検討)	約6億円～12億円 1,000円～2,000円/埋立重量(t) (財政需要との関係で今後検討)	約6億円～12億円 1,000円～2,000円/埋立重量(t) (財政需要との関係で今後検討)
主な論点	<ul style="list-style-type: none"> 税制度の直接の効果として発生抑制、リサイクル等への誘因となることが期待できる。 県外の排出事業者に県条例で義務を課すことができないという意見もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 税制度の直接の効果として発生抑制、リサイクル等への誘因となることが期待できる。 小規模な事業者も含めて全ての排出事業者が納税義務者となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 税制の仕組みが比較的簡素である。 中間処理業者へ搬入する排出事業者の排出責任は間接的に問うこととなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 税制の仕組みが簡素である。 排出事業者の排出責任は間接的に問うこととなる。
<p>県民の意識を踏まえ県内外の格差（税額、徴収方法等）を設けることについては、課税の公平性の観点等から慎重な議論が必要である。</p>				

政策形成過程の公表(2)

県民懇談会、産業界等との意見交換

【主な論点】

環境政策: 目的税ならば用途を明確にすべき
はじめに税ありきでない議論が必要
排出事業者責任を明確にすべき
広域移動への影響が出ないか
不法投棄が増加しないか
一般廃棄物も対象にすべき

政策形成過程の公表(3)

県民懇談会、産業界等との意見交換

【主な論点】

産業政策: 企業活動の活性化を阻害しないか
企業が他府県に立地を移さないか
地場産業にとって厳しくならないか
税 制: 公平・平等、仕組みは簡素にすべき
目的税ならば時限立法にすべき
県内、県外で税率等に差を設けるべき
隣県との兼ね合いに留意すべき

最終選択

それぞれの案のメリット、デメリットを比較考量

排出事業者への直接のインセンティブ

→産廃の排出をコントロールできる

排出事業者に直接課税する方式を選択

制度の概要(1)

- 納税義務者 排出事業者(県内・県外を問わず)
- 課税対象 県内の中間処理施設、または最終処分場への搬入
- 課税標準 搬入重量
 - ・中間処理施設への搬入には一定の処理係数を乗じる
例) 焼却 0.1 / 乾燥 0.3
 - ・再生施設への搬入は課税免除
 - 1 90%以上のリサイクル実績を有することを事業者の申出を受け、知事が認定した施設
 - 2 がれき類の破碎施設

制度の概要(2)

- 税 率 1トンにつき1,000円
 - ・財政需要額と課税標準量を総合的に勘案した結果
 - ・当初1000～2000円程度と算出した上で検証を実施
 - 企業の経営への影響、県外流出への影響
 - ・事業者、議会等との議論を経て、最終的に決定

- 免税点 年間1,000t未満は非課税
 - ・公平性の観点から、1000tより低くすべき
 - ・中小企業、地場産業対策の観点から更に高くすべき
 - ・これらの意見を踏まえ徴収コストの視点も考慮して決定

- 徴収方法 申告納付

税収使途

環境の21世紀に通じる産業活動への支援

- ・産業廃棄物抑制等事業費補助金
- ・産業廃棄物抑制等設備機器整備資金
利子補給補助金
- ・企業環境ネットワーク支援事業費
- ・産業廃棄物リサイクル技術研究開発費

産業廃棄物による新たな環境負荷への対策

- ・廃棄物処理センター適正処理支援等事業費
- ・産業廃棄物監視強化対策事業費

制度導入の効果(1)

直接的効果

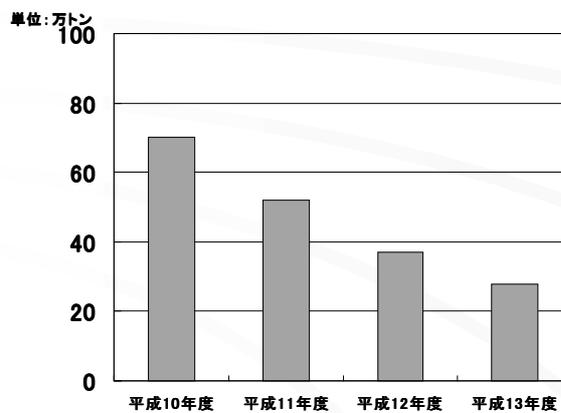
リサイクル等のための研究開発・設備設置補助金
→発生を半減、ほぼ全量削減などの実績

間接的効果

各種媒体を通じたアナウンス効果
→事業者による産業廃棄物削減の取組に拍車

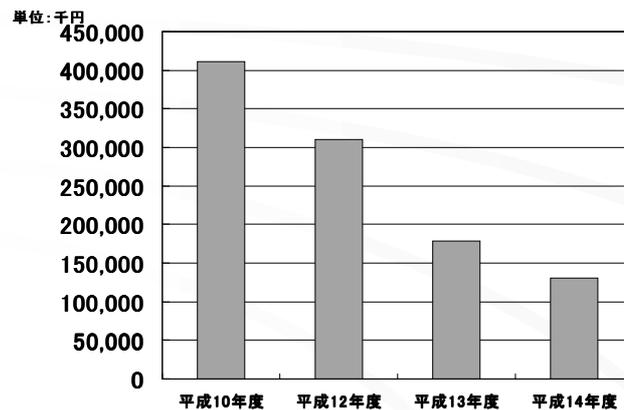
制度導入の効果(2)

最終処分量の減少



税収見込み(1)

処理実績による税収見込み



税収見込み(2)

- ・税制度の導入により、事業者自身の発生抑制や再生利用等への取組が一層促進
 - ・産廃税充当事業の先行実施
 - ・自主情報公開システムやISO認証取得支援事業などの継続的な実施 等々
- すべてが産業廃棄物税によるものではないが、一定の効果は現れているものと認識

「財源確保の手段」+「環境政策」

→“税収が少なければ少ない方が喜ばしい”

他の自治体の動向

6県1市で条例案可決・総務大臣同意

- ・北九州市、岡山県、広島県、鳥取県
青森県、秋田県、岩手県
- ・他の多くの自治体でも具体的に検討中
- ・地域の実情に応じたさまざまな制度

今後の課題

地域間調整

税制上の問題

- ・二重課税、二重負担
- ・過重な負担
- ・制度の複雑化

広域移動への影響

三重県の廃棄物政策

規制的手法：廃棄物処理法の徹底

社会的手法：自主情報公開

経済的手法：産業廃棄物税

→ ベストミックス